札幌市の相談支援事業の変遷と

基幹相談支援センターの役割



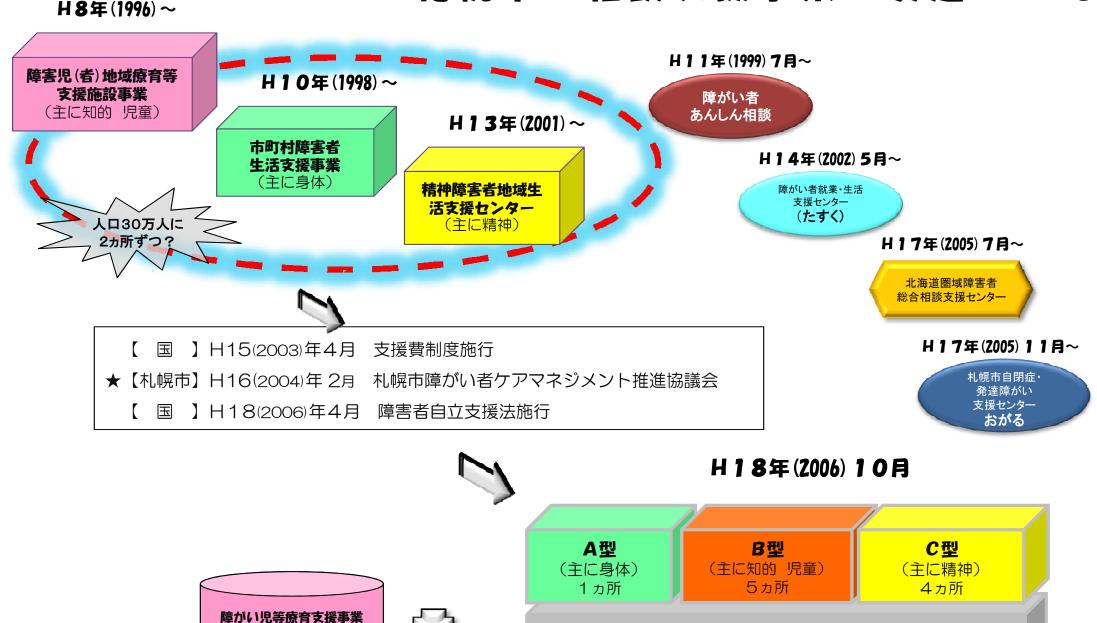
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

(札幌市基幹相談支援センター)

札幌市の相談支援事業の変遷(1)-①

障がい者相談支援事業(一般的な相談支援)

<計10ヵ所>



(出来高)

H8年(1996)~

札幌市の相談支援事業の変遷(1)-②

障害児(者)地域療育等 支援施設事業 (主に知的 児童) H 1 0年(1998)~

H13年(2001)~

市町村障害者 生活支援事業 (主に身体)

精神障害者地域生活 支援センター (主に精神)

【 国 】H7(1995)年

「障害者プラン ~7カ年戦略~」

【 国 】H10(1998)年

障害者介護等支援専門員(ケアマネジャー)指導者養成研修開始(厚労省/3障害別)

H12(2000)年

札幌市障害者ケアマネジャー養成研修開始【3障害別】

【 国 】H12(2000)年

障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会(厚労省/3障害統合)

H13(2001)年

札幌市障害者ケアマネジメント推進事業【3障害別】 (H13~H14年度)→当事者主体

★【札幌市】H13(2001)年

相談支援事業所が事業ごとに任意に集まりはじめる →療育と身体が合流、その後、3事業が合流 →ケアマネジメント研修の企画、講師などを担当

★【札幌市】H13(2001)年

札幌市障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会 (H15年度まではあまり活発ではない)

H14(2002)年

札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【3障害別】→演習を当事者主体に修正

【 国 】H14(2002)年3月

「障害者ケアガイドライン」(厚労省)

国】H15(2003)年

支援費制度→『措置から契約へ』 →「相談支援事業を活用」「ケアマネジメントの手法を活用」 → しかし、療育相談と市町村相談支援事業が <一般財源化>

H15(2003)年

札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【障害2分野に統合】→知的+身体、精神

★【札幌市】H16(2004)年 2月

札幌市障がい者ケアマネジメント推進協議会(~H18年3月/体制整備検討、ケアマネ研修企画等)

H16(2004)年

札幌市障がい者ケアマネジメント従事者→ 3障害統合

→「基礎研修」「応用研修」開始

★【札幌市】H17(2005)年 1月

任意の集まりが「相談支援事業連絡会議」として障がい福祉課就業生活支援担当係長名で招集(2ヶ月に1回)

【 国 】H18(2006)年

障害者自立支援法→『相談支援専門員』

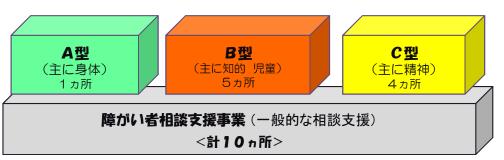
H18(2006)年

相談支援従事者研修を北海道主催として再整理→北海道と札幌市で部分的に企画を統合(講義部分2日のみ)

札幌市の相談支援事業の変遷(2)



H18年10月



障がい児等療育支援事業 〈出来高〉 (B型に委託) 相談支援事業要綱 改正 相談支援事業要綱 解説書



★【札幌市】H18(2006)年11月 札幌市自立支援協議会 設置

【北海道】H18(2006)年11月 北海道自立支援協議会 設置

★【札幌市】H19(2007)年1月 札幌市自立支援協議会 に 部会設置

・運営評価部会 → 相談支援の「質」の議論、類型(A型B型C型)の整理

・ネットワーク部会 →「地域部会」に向けた基準づくり

【北海道】H19(2007)年 北海道自立支援協議会 研修専門部会設置

H19(2007)年 「相談支援従事者研修」→北海道·札幌市完全統合

【全 国】H21(2009)年 日本相談支援専門員協会 設立

H21年4月



ピアサポーター 配置業務

拠点事業所業務

(3ヵ所)

障がい者相談支援事業<計14ヵ所>

障がい児等療育支援事業 〈出来高〉

(全ての相談支援事業所)

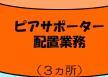


〈 全障がい対応 / 常勤3名/ (住宅入居等支援、虐待対応含む)〉



札幌市の相談支援事業の変遷(3)





拠点事業所業務

(1ヵ所)

障がい者相談支援事業<計14ヵ所>

〈 全障がい対応 / 常勤3名/ (住宅入居等支援、虐待対応含む)〉



障がい児等療育支援事業 〈出来高〉 (全ての相談支援事業所)

相談員の困りごと集約

相談ケース、相談スキル・知識、支援者・機関・資源・制度、職場環境

札幌市との移動支援 に関する意見交換

> 「障がい福祉関連計画」 に関する要望書

移動支援ガイドライン改訂 (通学利用)

国】H22(2010)年12月

障害者自立支援法 改正(つなぎ法・整備法)

★ 【札幌市】H23(2011)年 2月

札幌市自立支援協議会 に『相談支援部会』 設置

【 国 】H23(2011)年 8月

障害者基本法一部 改正

【 国 】H24(2012)年 6月

障害者総合支援法

【 国 】H24(2012)年10月

障害者虐待防止法

★ 【札幌市】H24(2012)年 2月~

相談支援部会「基幹相談支援センターあり方検討会」

地域支援員

配置業務

(3区=3ヵ所)

ピアサポーター 配置業務

(6ヵ所)

拠点事業所業務

(1ヵ所)

H25年4月

障がい児等療育支援事業 〈 出来高 〉

(相談支援事業受託法人の中から希望に 従い市と契約)



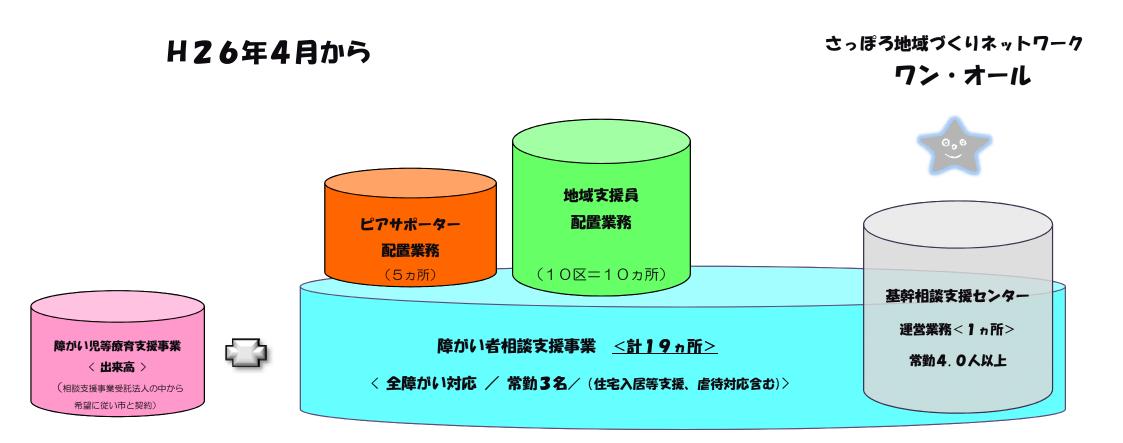
障がい者相談支援事業<計18ヵ所>

〈 全障がい対応 / 常勤3名/ (住宅入居等支援、虐待対応含む)〉

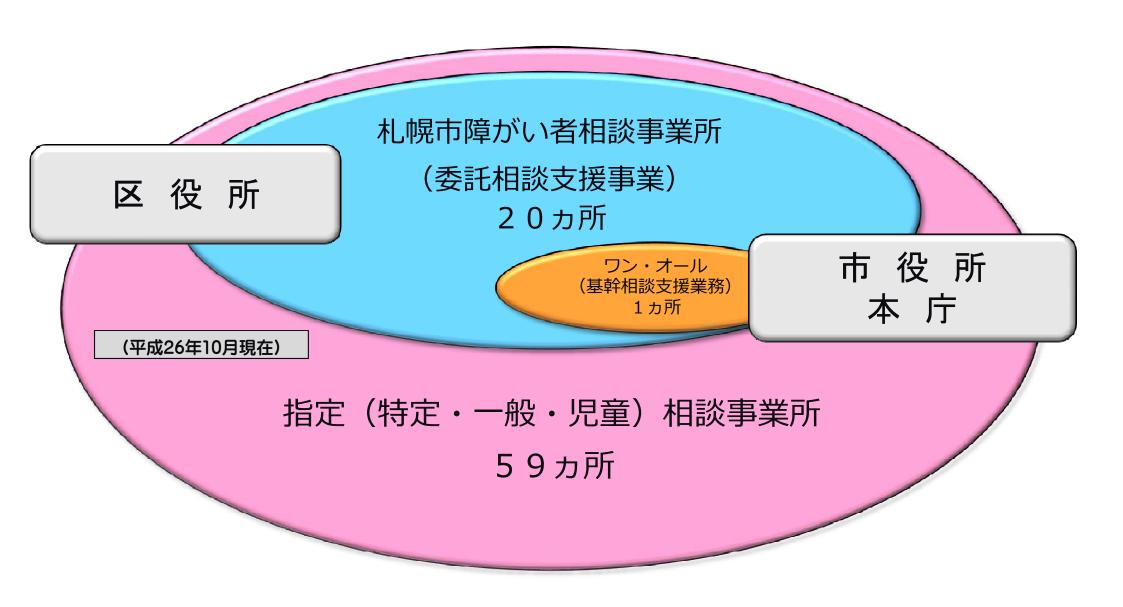
札幌市の相談支援事業の変遷(4)

【 国 】H25(2013)年 6月 障害者差別解消法

【 国 】H25(2013)年12月4日 障害者権利条約 日本政府 批准



札幌市の相談支援体制の現状(1)



札幌市の相談支援体制の現状(2)

さっぽろ し ない そうだん し えん じ ぎょうしょいちらん 札幌市内の相談支援事業所一覧(掲載ページ)

まずはお住まいの区の相談支援事業所にご相談ください! 事業所でとに特徴がありますが、それぞれが協力しながら応じることもできます

- 地域生活支援センターさっぽろ・8 中央区关通西19丁首WEST195階
- 相談室ぼぼ・・・・・10 中央区南8条西14丁目1-33 エボリューションF301号
- 相談室ぼらりす・・・・12 北区北21条西5宁首1-32 編ノ未ビル202
- 相談室つぼみ・・・・・14 北区北34条西3丁首2-11
- 相談室セーボネス・・・・16 東区北41条東15十首3-18 アズプライト503
- 相談室あさかげ・・・・18
- 相談室あゆみ・・・・・20 白石区川北2254番地 1
- 相談室きよサポ・・・・・22 百石区南鄉通14丁自南4-8 キャッスル天木戸1階
- ますとびぃー・・・・・24 屋別区屋別中英1条3丁自1-17 ブルーヒルズ101号室
- 相談室きらら・・・・・26 豐罕区月寒東 5条17丁自10-20 ルミエール 102号
- 相談室みなみ・・・・・28 豐華区華岸2条7丁首4-13 平岸前田ヒル4階
- 相談支援事業所ノック・・30 清田区資榮1条2千首1-28 真栄ビル1階

ほっと相談センター・・・34

西区西町北7丁自1-20

カトレアハイム102号室

- 相談室ほくほく・・・・32 67 南区澄川2条4寸自7-7
 - 南区川沿2条2丁自5-37 相談室ぼれぼれ・・・・38
- 相談室すきっぷ・・・・36 高文秀町階18丁首2−1 稲嶺ビル1階
- 地域生活支援センター手稲 相談室でいね・40 手榴区手榴本町2条2丁目4-20 フェスタ本町 11402号
- 相談室こころ ていね・・42 手稲区前田1条12丁目2-30 漢仁会ビル1階



その他の相談機関

札幌市内には他にも相談機関があります。いずれの相談機関も、18の相談支援 事業所と協力関係にあります。

- 札幌市精神保健福祉センター・44 (札幌こころのセンター) 中央区大通西19TPWEST19
- (手をつなぐ相談センターまあち) 曹平文平岸 4 条 18 T 自 1 - 21 札幌市児童心療センター4階)
- 札幌市身体障害者福祉センター内 たぼるし じどうもうだんしょ 札幌市児童相談所・・・・・50

20 西区二十四年2条6丁目

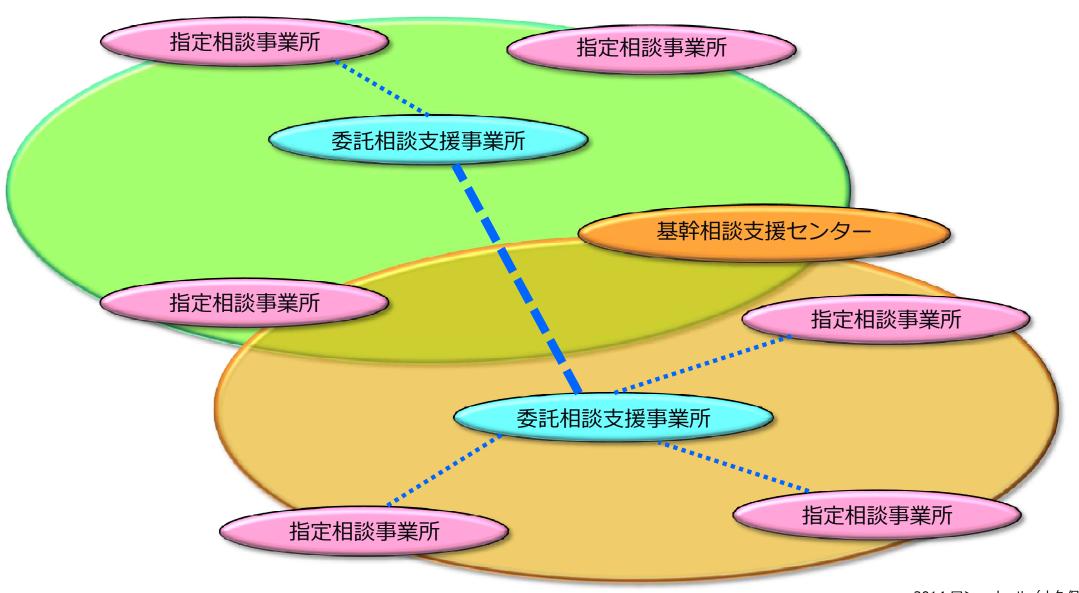
中央区北7条西26丁自 札幌市児童福祉総合センター内

- 障がい者あんしん相談・・・52 中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター 2階
- 札幌市自閉症・発達度がい支援センターおがる。 54 東区車冊来12条4丁目1-5 札幌市自閉症者自立支援センターゆい 2階

- 25 札幌摩が、青葉素・土地大阪という10円室 北区北7条西1丁首1-18 丸増ビル301円室 札幌隆がい者就業・生活支援センターたすく。 56
- 就業・生活相談室からびな・60 ⇒区北18条西3丁目1-12 18条ターミナルビル201
- 就業・生活相談室しんさっぽろ・64 質り区準別中央4条5丁目4-1 フォレスト新札幌201号室
- 就業・生活応援プラザとねっと・58 中央区大道西16丁目1-16 ライオンズマンション第6大道401
- 就業・生活相談室テラス・・・・62 等平区月寒中央資8丁自4-28 月寒F・Jビル702号室

30 さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール・・・・・66 中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ電園302号

札幌市の相談支援体制の現状(3)



基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センター

厚生労働省資料

1 設置者

- (法) 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業(地域移行・定着担当)を行う者その他の 原生労働省令で定める者が設置することができる。
 - ※「厚生労働省令で定める者」→一般相談支援事業(地域移行・定着担当)又は特定相談支援事業(計画作成担当)を行う者

2 設置方法

→ 基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情(人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等)に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

3 業 務

法)総

総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施。

4 人員体制

→ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置する。

5 財源

- 一般財源(交付税)及び地域生活支援事業費補助金による機能強化を図るための国庫補助(※)
- ※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、 ②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

厚生労働省資料

相談支援

事業者

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び 成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

基幹相談支援センター

相談支援 事業者



権利擁護•虐待防止

- •成年後見制度利用支援事業
- ·虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、 相談等)を兼ねることができる。

総合相談 専門相談

障害の種別や各種ニーズに対応する

- ・ 総合的な相談支援(3障害対応)の実施
- 専門的な相談支援の実施







相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

地域移行 地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- 相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

運営委託等

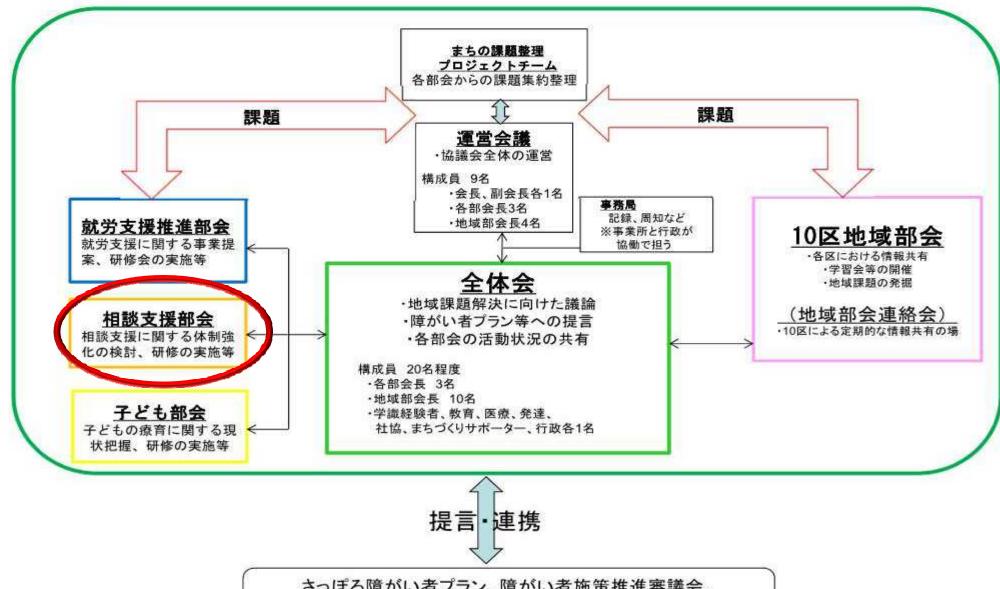
自立支援協議会

-

児童発達 支援センター (相談支援事業者)

相談支援 事業者

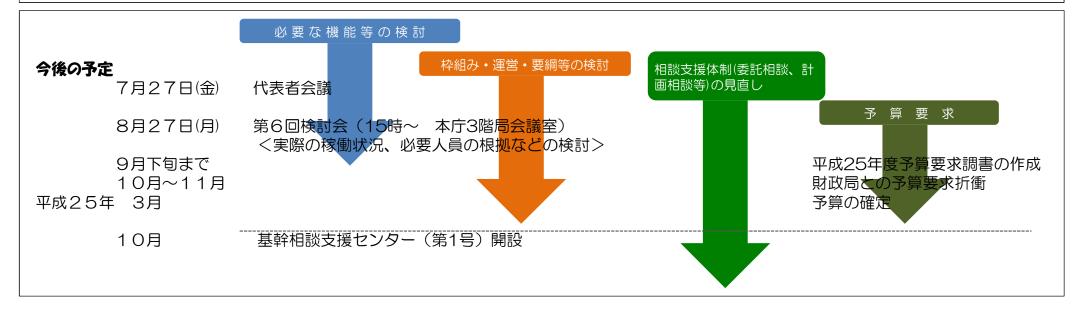
■ 札幌市自立支援協議会の体制



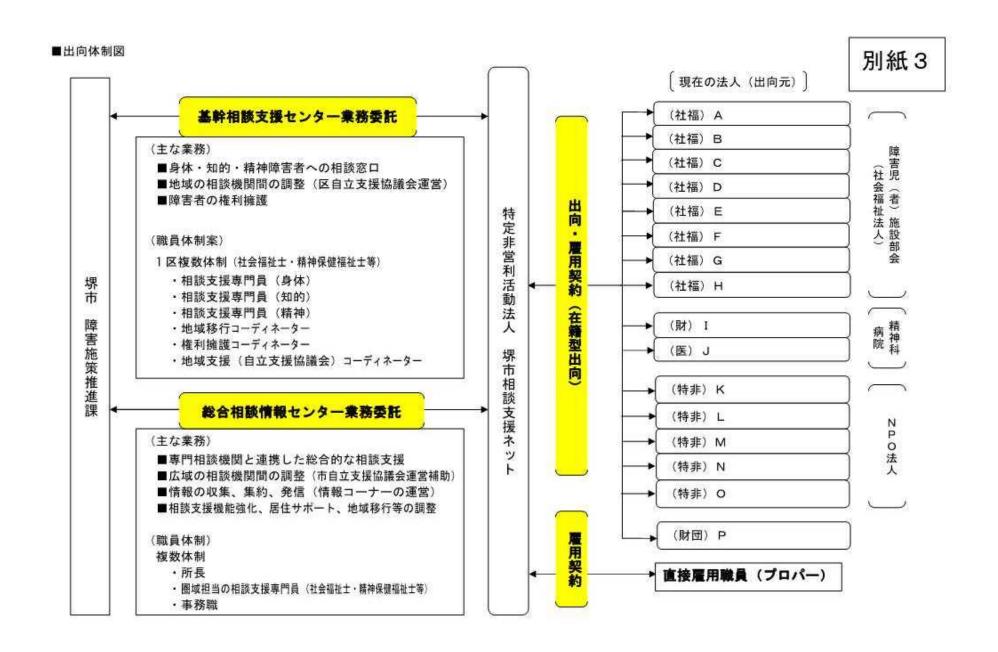
さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、 まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等

基幹相談支援センター検討会の経過

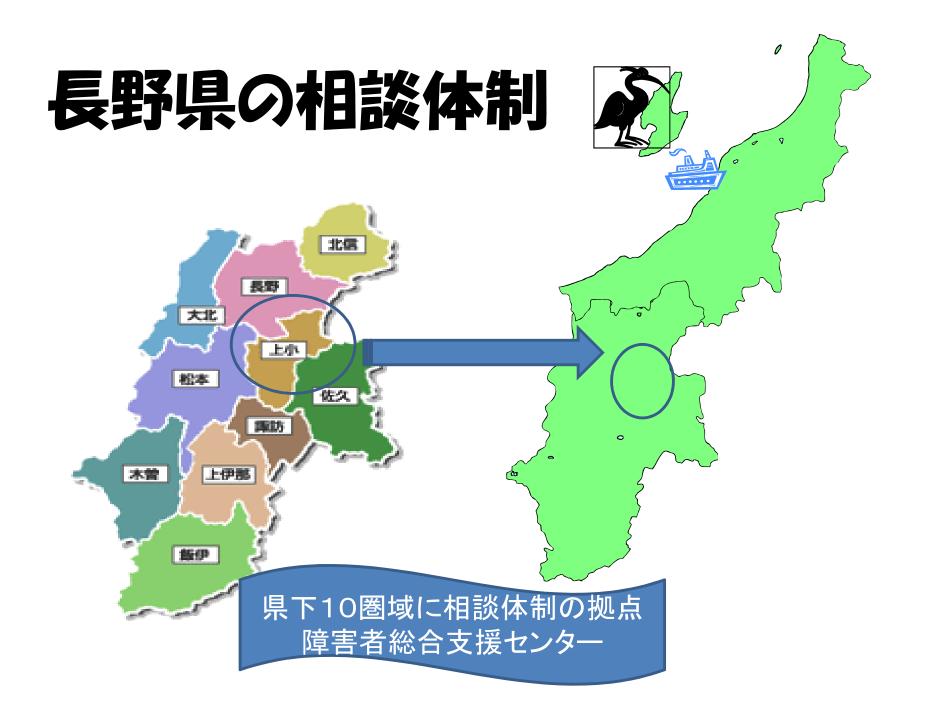
平成24年2月17日	研修会『他都市から学ぶ「地域自立支援協議会」「相談支援事業」』(大阪府堺市<84万人>、帯広市<16.8万人>
3月14日	「長野県上小圏域」<2市1町1村:人口20万人>視察(7事業所8名)
3月27日	第1回検討会(11事業所13名、障がい福祉課)
	・国が示した基幹相談支援センター
	• 長野県の視察報告
	・札幌版のイメージ作り
4月11日	第2回検討会(10事業所13名、障がい福祉課)
	・各自からの提案
4月25日	「基幹相談支援センターに期待したい機能・役割(案)~第1回、第2回検討会を通して~」
5月 8日	第3回検討会(9事業所12名)
	・機能からあるべき姿を具体化(1)
6月 8日	第4回検討会(6事業所10名、障がい福祉課)
	機能からあるべき姿を具体化(2)
7月 5日	「川崎市、さいたま市」視察(4事業所6名、障がい福祉課)
7月17日	第5回検討会(8事業所11名、障がい福祉課)
	・川崎市、さいたま市視察
	• 札幌版の具体化



大阪府堺市版 基幹相談支援センター



長野県上小圏域版 基幹相談支援センター (1)



長野県上小圏域版 基幹相談支援センター (2)

上小圏域の相談支援体制の現状 (H23)

上小圈域地域自立支援協議会

長和町

指定相談支援事業所 相談支援専門員 (とらいあんぐる)

東御市

指定相談支援事業所 相談支援専門員 (さくら)

上田市(真田)

指定相談支援事業所 相談支援専門員 (ライフステージかりがね) 障害者自立生活支援センター (ウイング)

> 就業・生活支援センター (**シェイク**)

委託相談支援事業

障害者総合支援センター

- ※法定外サービス利用計画 の作成(上半期209件)
- ※ケア会議(上半期452件)

上田市

指定相談支援事業所 相談支援専門員 (上田しいのみ園)

地域活動支援センター (やすらぎ)

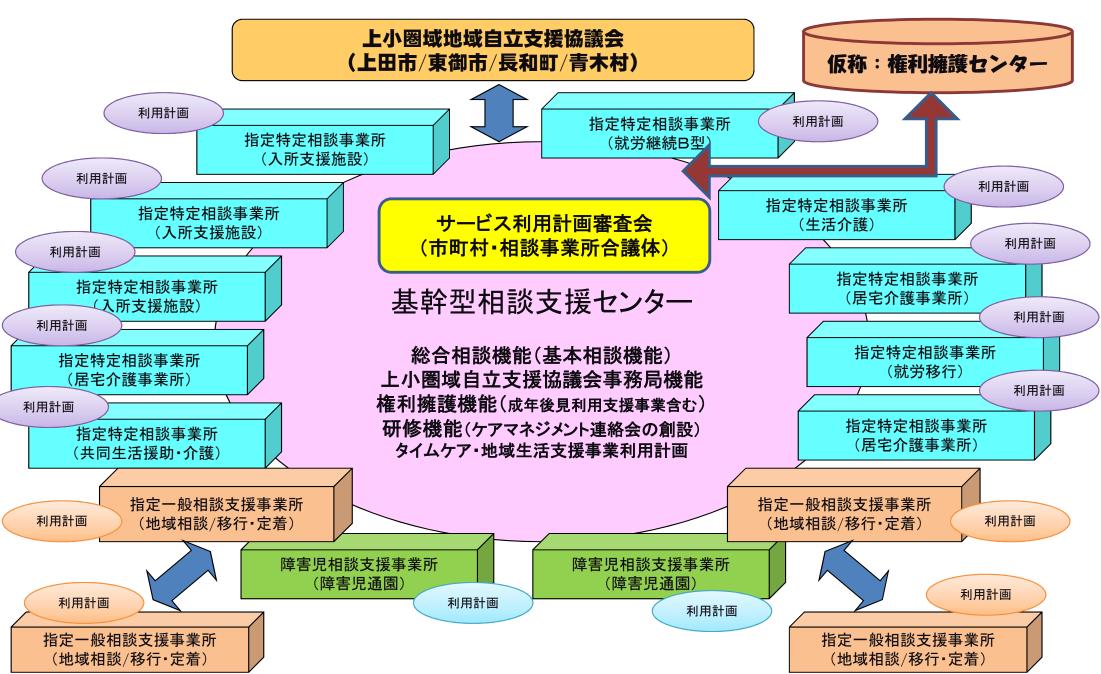
上田市

指定相談支援事業所 相談支援専門員 (上田悠生寮)

上田市

指定相談支援事業所 相談支援専門員 (ピアサポートわっこ)

長野県上小圏域版 基幹相談支援センター (3) 法改正に向けた相談支援事業の構想(案)



札幌版 基幹相談支援センター(検討会による原案)~概要~

基幹相談支援センターの目的

現在実施されている「札幌市障がい者相談支援事業」の強化をはじめ、遅れている地域移行の推進、法改正によって新たにはじまった「計画相談支援」等の推進のために設置

基幹相談支援センターの設置数、運営

- 〇設置数は最低でも圏域数以上必要と思われるが、そのリサーチのために当初1ヵ所設置。数年で適正な設置数を検証し、札幌市 及び自立支援協議会議へ報告、提案
- 〇札幌市基幹相談支援センターを札幌市障がい者相談支援事業を5年以上受託している法人に委託(プロポーザル等)
- ○事業に必要な人員を確保するために、受託法人以外の法人への再委託も可能
- ○札幌市及び自立支援協議会、相談支援部会等で構成する「札幌市基幹相談支援センター運営委員会」を設置しセンターを運営
 - →この運営委員会が、この事業の根幹 (札幌市基幹相談支援センター運営委員会設置要綱を作成すべき)

* 基幹相談支援センターの設置に際して並行して検討すべき事項 *

- (1) 札幌市に必要な相談支援事業のあり方の検討(委託相談と計画相談をどのように実施していくのか等々)
- (2) 区ごとに、現状から発展させた相談支援体制の検討
- (3)「札幌市障がい者相談支援事業」による相談支援事業の位置づけ及び事業への期待、担う役割に合致した委託料の見直し
 - →事業が発展するためには、相談員が定着できる環境、条件が最低限必要

札幌市基幹相談支援センター 受託事業者の募集

札幌市では、障がいのある方やご家族等からの相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービス の利用援助、関係機関との調整を総合的に行う「札幌市障がい者相談支援事業」を、市内 18ヵ 所の「相談支援事業所」に委託して実施しています。

このたび、障がいのある方やご家族が身近な地域で相談できる体制づくりを強化するため、障がい者相談支援事業者の支援等を行う基幹相談支援センターを開設することとなりました。

新聞 委託する事業の内容		
事業の名称	主な事業・業務内容	予算上限額(平成25年度)
札幌市障がい者 相談支援事業 (基幹相談支援 センター運営業務)	 障がいのある方等からの相談に応じ必要な 情報の提供等を行う事業 虐待助止等、権利減護のために必要な事業 関係機関との連携推進 札幌市降がい者相談支援事業者の支援 計画相談支援や地域相談支援の推進 煙がい当事者による相談支援活動の支援 自立支援協議会の事務局 	11,998,000 円 ※平成 25 年 7 月からの 9 か月分

[※] 詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実態要綱(改正案)」をご覧ください。

2 業務委託の予定期間及び事業の実施開始日

平成 25年度の委託期間 (予定): 平成 25年7月1日から平成 26年3月31日

3 委託する事業者の選定

札幌市が設置する選定委員会において、指定協議書と実施方法等の企画提案の審査による 総合評価を行って、札幌市が事業者を選定します。

4 事業所の実施場所

市民活動プラザ星園 302 号室(中央区南8条西2丁目)

主な項目	内 容
礼幌市障がい者 相談支援事業者 としての実績	平成 25 年 7 月 1 日時点で、5 年以上続けて受託し、事業を誠実に履行していること。
事業所指定	平成25年10月1日までに、上記4の場所で、障害者総合支援法に基づく「指定一般相談支援事業」「指定特定相談支援事業」及び児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業」の指定を受けること。
相談等の手法	実施場所の制約上、相談等を行う場合は、原則予約制とし、不特定多数の市民が出入りすることがないよう留意すること。
職員配置	【職員数】 常勤換算で相談員を4.0 人工以上配置すること。やむをえず相談員の配置に係る業務を他の障がい者相談支援事業を行う者等に委託する場合は、その人工の合計は2.0 人工を上回らないこと。この場合であっても、各関がい者相談支援事業所においては、要網第6条及び第8条に規定する職員配置基準を下回ってはならないこと。 【職員の資格】 配置する職員の半数以上は相談支援専門員であること。
運営委員会の設置	運営の中立性を確保するため、札幌市自立支援協議会委員を中心に構成 する運営委員会を設置し、事業計画等について意見を聴取すること。

受託事業者募集開始(H25年5月17日)

※ 詳細は、別添の「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(改正案)」及び「札幌市基幹相談支援 センター業務仕様書(案)」をご覧ください。ただし、要綱の改正内容及び仕様書は、今後変更に なる場合があります。

6 手続き方法・スケジュール

時期	手続きの流れ
6月7日 (17時15分)	■ 指定協議書等(正本1部、副本6部)」の提出期限(郵送または持参)『当日必舊』
6月13日(木)	■ 選定委員会(札幌市が設置)開催。指定協議書等を精査し、ヒアリングを 実施します。 ※ 選定後、速やかに結果をお知らせします。
6月下旬	■ 委託契約締結【委託期間:平成25年7月1日~平成26年3月31日】
7月1日(月)	■ 事業開始(予定)

提出期限:平成 25 年 6 月 7 日 (金) 17 時 15 分

提出部数:正本1部、副本6部

基幹相談支援センターの名称

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 札幌市障がい者相談支援事業(以下「相談支援事業」という。)は、<u>障がい</u> 当事者をはじめ広く市民から、障がい者(児)や家族の生活及びその支援に関する相談 に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、 地域の市民との連携を図りながら、<u>障がい者(児)やその家族が地域で安心して生活で</u> きる地域支援体制の構築を目的とする。



さっぽろ地域づくりネットワーク

中心ではなく「並列」に

ワン・オール

さるぼる地域でくりをツトワー?

「ワン・オール」の由来は 『one for all, all for one』 〈一人はみんなのために、 みんなは一人(目的・ミッション)の ために〉です。 〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園302号

電話 011-213-0171 FAX 011-213-0172 E-mail one-all@amu.or.jp

さっぽろ地域づくりネットワーク 「ワン・オール」

「ワン・オール」に与えられたミッションは、 相談支援機関を中心に関係するたくさんの方々と 協働しながら、誰もが安心して生活できる地域づ くりと、それに必要なネットワークづくりの一翼 を担うことです。

「ワン・オール」は、札幌市障がい者相談支援 事業実施要領の第8条機能強化に設けられた、基幹 相談支援センター運営業務に基づいて実施されま す。

基幹相談支援センターとして 行う事業及び業務

- 1. 委託相談支援事業者の支援業務
- 2. 計画相談支援の推進業務
- 3. 地域相談支援の推進業務
- 4. 障がい当事者による相談支援活動の支援業務
- 5. 札幌市自立支援協議会の事務局業務
- 6. その他、札幌市長が認めた業務

1.委託相談支援事業者の支援業務

たとえば ・・・・

- ・運営に関わる課題の収集と検討
- ・勉強会や事例検討会の開催、協力
- ・権利擁護・虐待防止の研修
- ・事例検討などのお手伝い

経験交流や人材育成・確保のためのたまり場づくり

まずは、札幌市の「相談支援事業」の課題探し

平成25年10月より、様々な情報をいただき札幌市の障害者相談をとりまく課題を集めました。

逐語を一つずつ付箋に書くと「495枚」になりました。

- ①委託相談支援事業所訪問(18ヵ所)
- ②就業・生活支援センター訪問(5ヵ所)
- ③自閉症・発達障がい支援センター訪問
- 4)障がい者あんしん相談訪問
- ⑤地域生活定着支援センター訪問
- ⑥区役所個別支援担当主査会議訪問
- ⑦障がい者相談支援センター夢民との懇談
- ⑧生活困窮者自立促進支援委託事業所との意見交流
- 9ピアサポーター交流会出席
- ⑪ピササポーター事業所意見交流会
- ⑪ピアサポーター養成講座(リカバリー主催)参加者との意見
- ⑩地域部会訪問
- ③札幌弁護士会との懇談
- (4)札幌市障がい福祉課各部署との懇談
- ⑮平成25年度あり方検討会議事録読み込み
- 16平成24年度~25年度月次報告読み込み





- 2.計画相談支援の推進業務
- 3. 地域相談支援の推進業務

たとえば

- ・サービス等利用計画検証の仕組みづくり
- ○居住する(したい)区が決まっていない ケースの一時的なつなぎ
 - ・法制度や障がい特性などの研修会開催
 - ・相談支援会議(サービス担当者会議・ケア会議) への参加、協力

そのための実態把握を兼ねながら

4.障がい当事者による 相談支援活動の支援業務

たとえば

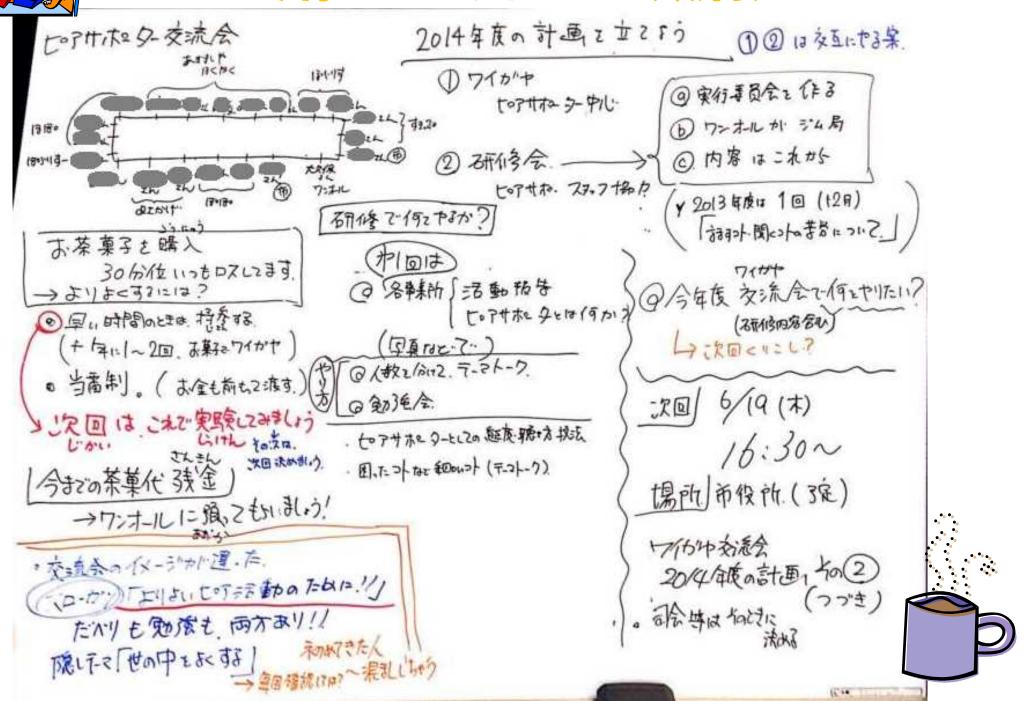
- ・ピアサポート活動の支援
- ・ピアサポーター交流会のお手伝い

とこでもピアサポートが利用できる事に向けて

2014 ワン・オール



今月のピアサポーター交流会



5.札幌市自立支援協議会の 事務局業務

たとえば

- ・ 市域協議会での連絡調整・ 庶務
- 相談支援部会の事務局
- ・地域部会運営のお手伝い
- ・ 人材育成・地域づくりのための研修開催

<u>協議会と部会の活性化から、</u> 地域づくりの足場がためを一緒に 6. その他



・情報発信(のためのご依頼もください)

運営委員会について

鮮度良く 知りたい情報、使 える資料が提供できるように

- *通信「one all press」
- *ホームページ → 作成中
- *スタッフ → 修行中。

「ワン・オール」の運営については、 中立性、公平性が一層重要となります。 そのため第三者の視点で「ワン・オール」の事業内容等を審議するために、札幌 市が自立支援協議会の委員等で構成する 基幹相談支援センター運営委員会を設け ます。

■ 札幌市自立支援協議会の体制

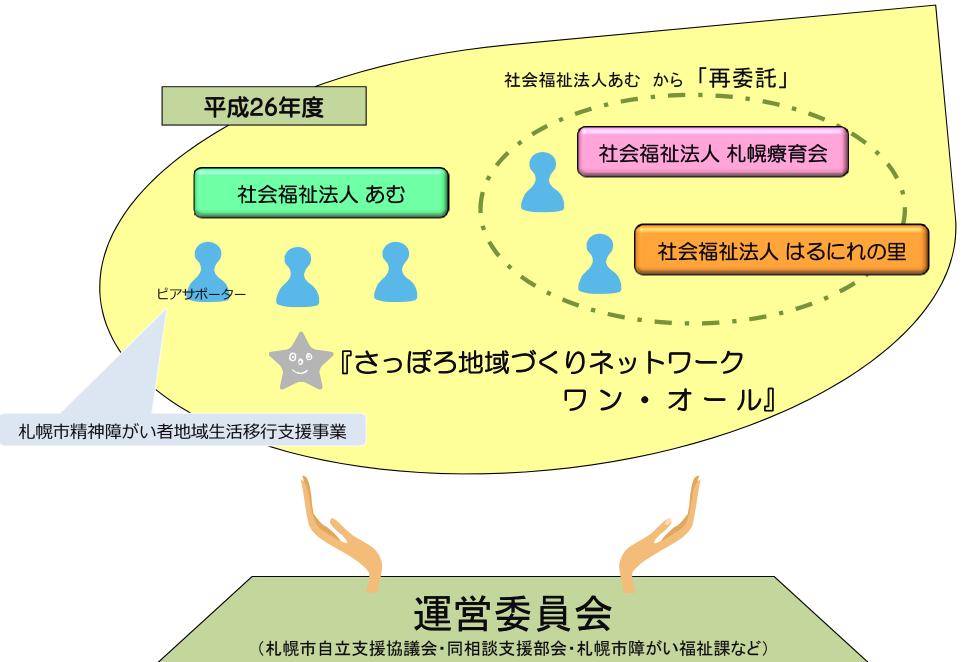


さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、 まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等

地域部会のエリア担当【2014】



札幌市基幹相談支援センターの運営体制(H26年度)



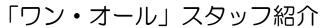
2014 ワン・オール



市民活動プラザ星園の302号に 「ワン・オール」があります



カフェスペースもたまり場にご活用ください



センター長 1名

相談支援専門員 3名

ピアサポーター 1名



